

年度更新ハンドブック

令和 8 年度版

(事務組合用)

年度更新集合受付日程表						
7 / 1 (水)	7 / 2 (木)	7 / 3 (金)	7 / 6 (月)	7 / 7 (火)	7 / 8 (水)	7 / 9 (木)
所 沢 飯 能 草 加	川 越 東松山 越 谷	浦 和	春日部 行 田	川 口 朝 霞	大 宮	熊 谷 本 庄 秩 父

会 場 埼玉労働局 LAタワー14階大会議室
(さいたま市中央区新都心11-2)

受付時間 午前9時～午後3時

※ 駐車場は有料になります

埼玉労働局総務部労働保険徴収課

目 次

1.	年度更新事務の流れ	1
2.	労働保険料等の算定	
(1)	労災保険	2
	・特別加入保険料算定基礎額月割り早見表	3
(2)	雇用保険	4
(3)	一般拠出金	4
(4)	建設の事業の労災保険料等の算定	5
(5)	立木の伐採の事業の労災保険料等の算定	6
3.	年度更新諸用紙の記入例	
①	賃金等の報告（継続事業用）及び納入通知書・領収書	8
②	一括有期事業報告書・一括有期事業総括表	10
③	総コンシステム利用の賃金等の報告（一括有期用）	12
④	申告書内訳・申告書（手書き用）	14
⑤	申告書内訳・申告書（組機様式用）	16
⑥	特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳	18
4.	年度更新の手続	
(1)	申告・納付期限	19
(2)	申告書内訳（電子）について	19
(3)	申告書提出先及び提出方法	20
(4)	納付先及び納付方法	21
(5)	メリット制適用事業場の年度更新	22
5.	納付書記入上の注意点	24
6.	労働保険料等を滞納した場合の事務処理	
(1)	滞納が発生した場合の対応	25
(2)	労働保険料等滞納事業場の報告	26
(3)	労働保険料等納入事業場の報告	27
	・滞納事業場に対する納入督促事跡（参考例 任意様式）	28
	・労働保険料等納入催告依頼書	29
	・労働保険料等納入催告書	30
7.	増減訂正・概算修正（概要）	31
8.	確定修正（概要）	32
○	労災保険率表・労務費率表	33

1. 年度更新事務の流れ

○事業主へ賃金等の報告の配布



○事業主から賃金等の報告の回収(随時)



○賃金等の報告点検、納入通知書の作成・通知、申告書内訳作成



○申告書の送付(5月下旬)



○申告書の作成



○保険料の徴収、領収書の交付



○国(労働局)へ申告書等の提出、
保険料等の納付

各様式の事業主氏名欄は、必ず委託
事業場の方が記入してください。
押印省略はできます。

申告・納付期限
7月10日

7月10日が土日にあたるときは、翌
開庁日が納期限となります。

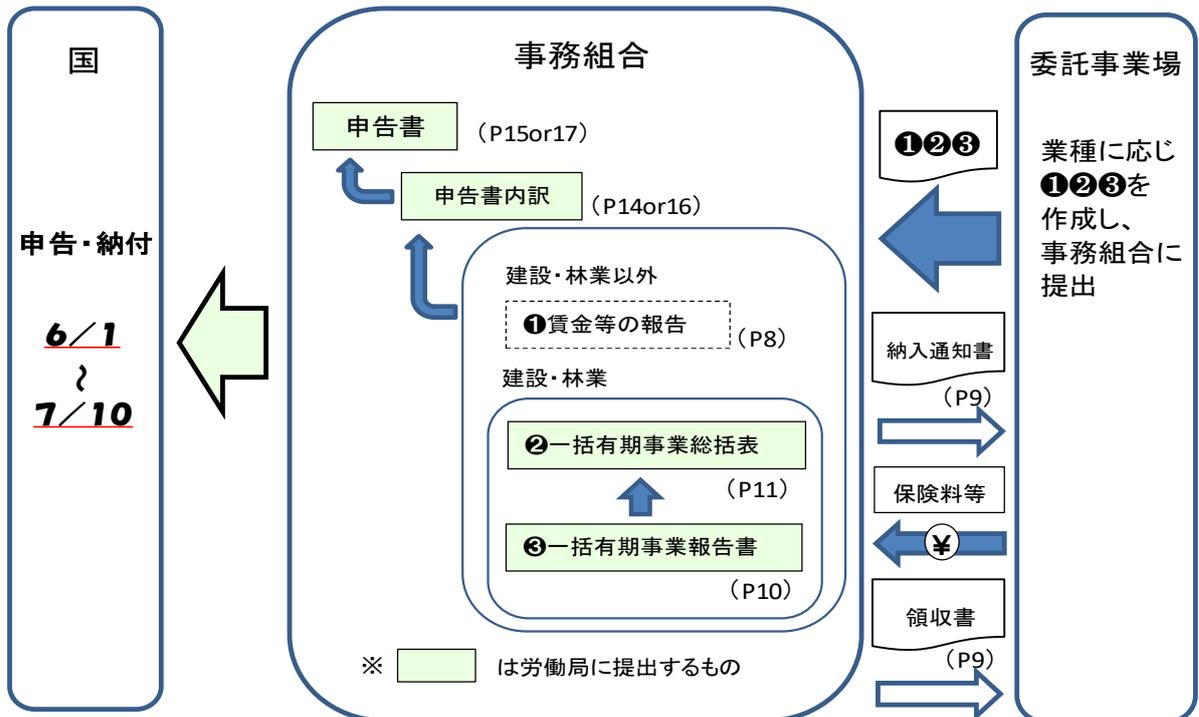
なお、口座振替納付を利用している
事務組合については、納付期限のみ
9月6日となります。

保険料等の納付

納付書を申告書から切り離し、金融
機関に納付してください。

なお、口座振替納付を利用している
事務組合については、切り離した納付
書は破棄してください。

◆ 作成書類のイメージ



2. 労働保険料等の算定

労働保険料等は委託事業主から提出される「賃金等の報告」「一括有期事業報告書」及び「一括有期事業総括表」に基づき確定保険料と一般拠出金及び概算保険料を算定します。

(1) 労災保険

- ① 労災保険率は事業の種類に応じ「労災保険率表」のとおり定められています(33ページ参照)。
- ② 第1種特別加入保険料算定基礎額は「特別加入保険料算定基礎額表」のとおり年定額となっていますが、保険年度の中途に新たに特別加入が認められた場合及び保険年度の中途で特別加入を脱退した場合については、すべて当該保険年度における特別加入期間に応じた月数分の保険料算定基礎額となります。

具体的には次ページの特別加入保険料算定基礎額月割早見表を使用して、下記の月割計算例を参考に算定してください。

なお、労働保険料・一般拠出金申告書及び申告書等内訳の提出(増減訂正報告・修正申告を含む。)にあたって、特別加入者の月割対象者がいる場合は、18ページの「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」を必ず作成し、添付してください。

【月割計算例】

令和7年9月30日付け委託解除となった事業場で、前年度から特別加入者が2人(給付基礎日額が5,000円と3,500円)の場合

$$\text{イ } 5,000 \text{ 円} \times 365 \text{ 日} \div 12 = 152,083.333\cdots \rightarrow \underline{152,084}$$

(少数点以下第1位切り上げ)

$$\underline{152,084} \times 6 \text{ (4~9月)} = \underline{912,504}$$

$$\text{ロ } 3,500 \text{ 円} \times 365 \text{ 日} \div 12 = 106,458.333\cdots \rightarrow \underline{106,459}$$

(小数点以下第1位切り上げ)

$$\underline{106,459} \times 6 \text{ (4~9月)} = \underline{638,754}$$

$$\text{ハ } \underline{912,504} + \underline{638,754} = 1,551,258 \longrightarrow \underline{1,551,000 \text{ 円}} (\text{〇})$$

(千円未満切り捨て)

※ 複数人の場合は、合計を出してから千円未満を切り捨ててください。

(誤った計算)

$$\begin{array}{l} \text{イ } 912,504 \text{ 円} \rightarrow 912,000 \text{ 円} \\ \text{ロ } 638,754 \text{ 円} \rightarrow 638,000 \text{ 円} \end{array} \left. \vphantom{\begin{array}{l} \text{イ} \\ \text{ロ} \end{array}} \right\} \text{個人の計算時に千円未満切り捨て (×)}$$

$$\text{ハ } 912,000 + 638,000 = 1,550,000 \text{ 円 (×)}$$

※ イ、ロの個人ごとの計算時に切り捨ててから合計すると誤った額になります

特別加入保険料算定基礎額月割早見表

給付基礎日額	加入期間別の保険料算定基礎額										
	1ヵ月	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	5ヵ月	6ヵ月	7ヵ月	8ヵ月	9ヵ月	10ヵ月	11ヵ月
25,000	760,417	1,520,834	2,281,251	3,041,668	3,802,085	4,562,502	5,322,919	6,083,336	6,843,753	7,604,170	8,364,587
24,000	730,000	1,460,000	2,190,000	2,920,000	3,650,000	4,380,000	5,110,000	5,840,000	6,570,000	7,300,000	8,030,000
22,000	669,167	1,338,334	2,007,501	2,676,668	3,345,835	4,015,002	4,684,169	5,353,336	6,022,503	6,691,670	7,360,837
20,000	608,334	1,216,668	1,825,002	2,433,336	3,041,670	3,650,004	4,258,338	4,866,672	5,475,006	6,083,340	6,691,674
18,000	547,500	1,095,000	1,642,500	2,190,000	2,737,500	3,285,000	3,832,500	4,380,000	4,927,500	5,475,000	6,022,500
16,000	486,667	973,334	1,460,001	1,946,668	2,433,335	2,920,002	3,406,669	3,893,336	4,380,003	4,866,670	5,353,337
14,000	425,834	851,668	1,277,502	1,703,336	2,129,170	2,555,004	2,980,838	3,406,672	3,832,506	4,258,340	4,684,174
12,000	365,000	730,000	1,095,000	1,460,000	1,825,000	2,190,000	2,555,000	2,920,000	3,285,000	3,650,000	4,015,000
10,000	304,167	608,334	912,501	1,216,668	1,520,835	1,825,002	2,129,169	2,433,336	2,737,503	3,041,670	3,345,837
9,000	273,750	547,500	821,250	1,095,000	1,368,750	1,642,500	1,916,250	2,190,000	2,463,750	2,737,500	3,011,250
8,000	243,334	486,668	730,002	973,336	1,216,670	1,460,004	1,703,338	1,946,672	2,190,006	2,433,340	2,676,674
7,000	212,917	425,834	638,751	851,668	1,064,585	1,277,502	1,490,419	1,703,336	1,916,253	2,129,170	2,342,087
6,000	182,500	365,000	547,500	730,000	912,500	1,095,000	1,277,500	1,460,000	1,642,500	1,825,000	2,007,500
5,000	152,084	304,168	456,252	608,336	760,420	912,504	1,064,588	1,216,672	1,368,756	1,520,840	1,672,924
4,000	121,667	243,334	365,001	486,668	608,335	730,002	851,669	973,336	1,095,003	1,216,670	1,338,337
3,500	106,459	212,918	319,377	425,836	532,295	638,754	745,213	851,672	958,131	1,064,590	1,171,049

(2) 雇用保険

雇用保険率一覧表

○ 令和7年度（令和7年4月1日～令和8年度3月31日）

	事業の種類	①+② 保険率	負担割合	
			①事業主	②被保険者
	イ. 一般の事業	14.5/1000	9/1000	5.5/1000
特 掲 事 業	ロ. 農林水産・清酒製造の事業	16.5/1000	10/1000	6.5/1000
	ハ. 建設の事業	17.5/1000	11/1000	6.5/1000

< 令和8年4月1日から、以下の内容に変更の予定があります。 >

	事業の種類	①+② 保険率	負担割合	
			①事業主	②被保険者
	イ. 一般の事業	13.5/1000	8.5/1000	5/1000
特 掲 事 業	ロ. 農林水産・清酒製造の事業	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
	ハ. 建設の事業	16.5/1000	10.5/1000	6/1000

※ ロの農林水産の事業のうち、牛馬の育成、養鶏、酪農、養豚、園芸サービス、内水面養殖の事業及び雇用保険法第6条6号に規定する船員が雇用される事業は、イの事業区分に該当します。なお、園芸サービスは一元適用事業となります。

【高年齢労働者の保険料免除】※ 終了しています。

年度当初（4月1日）に満64歳以上の者については、雇用保険に係る一般保険料が労使双方とも免除されておりましたが、当該制度は令和2年度概算保険料の算出より廃止されております。

【雇用保険マルチジョブホルダー制度】

令和4年1月から、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうちの2つの事業所での勤務を合計して加入要件を満たす場合に、特例的に雇用保険の被保険者となるようになりました。

この場合、雇用保険の資格を取得した日から雇用保険料の納付義務が発生しますので、申告漏れにご注意ください。

(3) 一般拠出金

一般拠出金額は、労災保険にかかる賃金総額（特別加入を除く。）に一般拠出金率（0.02/1000）を乗じます。

(4) 建設の事業の労災保険料等の算定

【確定保険料・一般拠出金】

◎ 「一括有期事業報告書」の留意事項

- ① 確定精算の対象となる事業は、令和7年度中（令和7年4月1日～令和8年3月31日）に終了した工事請負金額が1億8千万円未満（消費税を除く）で、かつ概算保険料が160万円未満のすべての元請負工事です。なお、一括された個々の事業について、その後、事業の規模の変更等があった場合で、上記金額以上となった場合であっても、そのまま一括有期事業として取扱います。
- ② 令和7年3月31日以前に開始し、令和7年度中（令和7年4月1日～令和8年3月31日）に終了した一括有期対象事業（元請工事分）も含め、もれなく記入してください。
- ③ 工事台帳、工事経歴書、総勘定元帳等関係書類により、請負代金の変更、追加、付帯工事、支給材、控除物等の有無を十分確認し、算入もれのないよう注意してください。
- ④ 一括有期事業総括表による「事業の種類」かつ「事業開始時期」ごとに取りまとめ、別葉に記入報告してください。

◎ 「一括有期事業総括表」の留意事項

「一括有期事業報告書」の記入終了後、「一括有期事業総括表」で事業の種類、かつ事業開始時期ごとに取りまとめ、確定保険料等を算出します。

※ 一般拠出金を算出する場合は、事業（工事）開始時期が平成19年4月1日以降のもののみを対象として記入し、申告してください。

申告書等内訳の記入については、14～17ページに準じて作成してください。

◎ 保険料等算定上の注意事項

- ① 建設事業における労災保険料の算定方法は、次の2つの方法があります。
 - ア 工事に従事したすべての労働者（下請負を含む。）に対して支払われた賃金が正確に把握されていれば、その支払賃金の総額をもとに算出します。
 - イ アの方法が困難な場合には、特例により、その工事の請負金額（消費税を除く）に事業の種類ごとに定められた「労務費率」を乗じて得た額を賃金総額とみなして算出します。

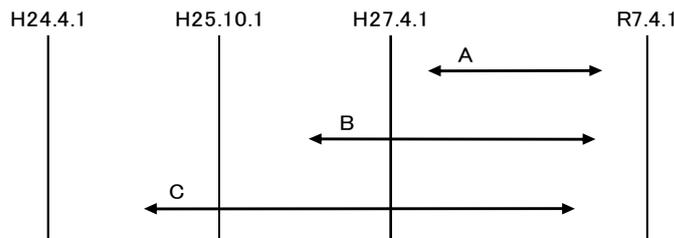
なお、消費税率の引き上げ及び労務費率の改定に伴い、工事の開始時期により計算方法が異なりますのでご注意ください。（6ページ参照）
- ② メリット制適用事業については、「一括有期事業総括表」の「メリット料率」欄に当該率を記入（手書き）し、保険料等を算出してください。

【概算保険料】

令和 8 年度の賃金総額の見込額が、前年度の確定保険料の基礎となった賃金総額の 1/2 以上 2 倍以下となる場合は、その前年度の賃金総額（または当該額の算定に用いた請負金額を用いて算定される額）を令和 8 年度の賃金総額の見込額とし、概算保険料を算出します。前年度確定額が 0 円であったとしても、概算保険料については見込額を算出の上で申告してください（0 円では申告しないでください。）。33～34 ページの労災保険料率及び労務費率を参考に、概算保険料を計算してください。

一括有期事業における消費税に係る暫定措置の適用等について

ケース	保険関係成立	消費税に係る 暫定措置の適用	請負金額
A	平成27年4月1日以降	なし	消費税等相当額を含まない
B	平成25年10月1日～ 平成27年3月31日	あり (請負金額に105/108を乗じる)	消費税等相当額を含む
C	平成24年4月1日～ 平成25年9月30日	なし	



(5) 立木の伐採の事業の労災保険料等の算定

【確定保険料・一般拠出金】

◎ 「一括有期事業報告書」の留意事項

- ① 確定精算の対象となる事業は、令和 7 年度中（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）に終了した素材の生産量が 1,000 立方メートル未満で、かつ概算保険料が 160 万円未満のすべての立木の伐採の事業です。
- ② 令和 7 年 3 月 31 日以前に開始し、令和 7 年度中（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）に終了した事業の報告もれに特に注意してください。
- ③ 山林台帳、総勘定元帳等関係帳簿により、最終的な素材の生産数量、支払賃金等を十分確認し、算入もれのないよう注意してください。
- ④ 製薪炭業、下刈り等「その他の林業」に該当する事業は、一括有期事業の適用はありません。このような事業を併せて行っている場合は、別に保険関係を成立させ申告・納付する必要がありますので、特に注意してください。

◎ 「一括有期事業総括表」の留意事項（電算のみ）

「一括有期事業報告書」の記入終了後、「一括有期事業総括表」にとりまとめ記入します。

㊦ 保険料等は、**実際に労働者に支払った賃金によって計算してください。**

※ 一般拠出金を算定する場合は、事業（工事）開始時期が平成 19 年 4 月 1 日以降のもののみを対象として記入し、申告してください。

申告書等内訳の記入については、14～17 ページに準じて作成してください。

【概算保険料】

令和 8 年度の賃金総額の見込額が、前年度の確定保険料の基礎となった賃金総額の 1/2 以上 2 倍以下となる場合は、その前年度の賃金総額を令和 8 年度の賃金総額の見込額とし、概算保険料を算定します。**前年度確定額が 0 円であったとしても、概算保険料については見込額を算出の上で申告してください（0 円では申告しないでください）。**

33 ページの労災保険料率を参考に概算保険料を計算してください。

3. 年度更新諸用紙の記入例

① 賃金等の報告

労働保険料等算定基礎賃金等の報告

組織式第5号

〒 330 - ****
 さいたま市浦和区春日1-1-*

事業場名 さいたま製作所

事業主名 佐藤 太郎

殿

労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番	料変
	11	3	**	9****	**	**

雇用保険事業所番号

11** - ****

希望の納付方法に○を記入する。

3. 事業の概要

6107

段ボール製造

事業内容を記入する。

4. 特掲事業
 1. 該当する
 2. 該当しない

2

5. 新年度賃金見込額
 ①前年度と同額
 2. 前年度と変わる

千円	
円	

3. 委託解除年月日
 年 月 日

項目	1. 常用労働者		2. 役員で労働者扱いの者		3. 臨時労働者		4. 合計	
	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金
4月	6	1,568,898			7	1,615,138	6	1,568,898
5月	6	1,559,845			7	1,608,125	6	1,559,845
6月	6	1,538,461			7	1,581,981	6	1,538,461
7月	6	1,549,515			7	1,590,315	6	1,549,515
8月	6	1,621,268			7	1,651,868	6	1,621,268
9月	6	1,489,413			7	1,528,553	6	1,489,413
10月	7	1,553,466			8	1,601,166	7	1,553,466
11月	7	1,775,605			8	1,817,485	7	1,775,605
12月	7	1,751,976			8	1,794,816	7	1,751,976
1月	7	1,758,193			8	1,811,233	7	1,758,193
2月	7	1,749,683			8	1,800,683	7	1,749,683
3月	7	1,714,768			8	1,754,888	7	1,714,768
4月	6	3,355,716			0	3,355,716	6	3,355,716
5月	7	4,042,868			0	4,042,868	7	4,042,868
6月	7	4,042,868			0	4,042,868	7	4,042,868
7月	7	4,042,868			0	4,042,868	7	4,042,868
8月	7	4,042,868			0	4,042,868	7	4,042,868
9月	7	4,042,868			0	4,042,868	7	4,042,868
10月	7	4,042,868			0	4,042,868	7	4,042,868
11月	7	4,042,868			0	4,042,868	7	4,042,868
12月	7	4,042,868			0	4,042,868	7	4,042,868
合計		27,029,675			7	27,555,135		27,029,675

パートタイマー・アルバイト等の方のうち、雇用保険の被保険者とならない方のみ記入してください。(雇用保険の被保険者となる方は、「(1)常用労働者」として記入してください。)

※8	人員	支払賃金	合計
	7	27,555,135	27,555,135

9. 特別加入者の氏名	10. 承認された基礎日額		11. 運用月数		12. 希望する基礎日額	
	承認日額	承認日数	希望日額	希望日数	希望日額	希望日数
01 佐藤 太郎	14,000	12	12	1	6,000	00
02 佐藤 二郎	12,000	12	12	1	6,000	00
03 佐藤 桜子	6,000	12	12	3	5,000	00
合計						

給付基礎日額を変更する場合は、変更後の額を記入してください。

(旧免除高年齢労働者氏名欄)令和2年度以前の様式を使用する場合は、必ず斜線を入れ、事業主へお渡しください。

上記のとおり報告します。
 令和8年4月15日
 事業主氏名

さいたま製作所
 佐藤 太郎

項目	6. 被保険者		7. 役員で被保険者扱いの者		8. 合計	
	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金
4月	6	1,568,898			6	1,568,898
5月	6	1,559,845			6	1,559,845
6月	6	1,538,461			6	1,538,461
7月	6	1,549,515			6	1,549,515
8月	6	1,621,268			6	1,621,268
9月	6	1,489,413			6	1,489,413
10月	7	1,553,466			7	1,553,466
11月	7	1,775,605			7	1,775,605
12月	7	1,751,976			7	1,751,976
1月	7	1,758,193			7	1,758,193
2月	7	1,749,683			7	1,749,683
3月	7	1,714,768			7	1,714,768
4月	6	3,355,716			6	3,355,716
5月	7	4,042,868			7	4,042,868
6月	7	4,042,868			7	4,042,868
7月	7	4,042,868			7	4,042,868
8月	7	4,042,868			7	4,042,868
9月	7	4,042,868			7	4,042,868
10月	7	4,042,868			7	4,042,868
11月	7	4,042,868			7	4,042,868
12月	7	4,042,868			7	4,042,868
合計		27,029,675			6	27,029,675

※8	人員	支払賃金	合計
	6	27,029,675	27,029,675

9. 特別加入者の氏名	10. 承認された基礎日額		11. 運用月数		12. 希望する基礎日額	
	承認日額	承認日数	希望日額	希望日数	希望日額	希望日数
01 佐藤 太郎	14,000	12	12	1	6,000	00
02 佐藤 二郎	12,000	12	12	1	6,000	00
03 佐藤 桜子	6,000	12	12	3	5,000	00
合計						

(旧免除高年齢労働者氏名欄)令和2年度以前の様式を使用する場合は、必ず斜線を入れ、事業主へお渡しください。

組様式第7号(甲)

労働保険料等納入通知書 (事業主控)

労働保険 番号	府県	所 在	管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号
113*****	1	1	3	*****	*****

住所 さいたま市浦和区春日1-1-*
 委託事業主の氏名 さいたま製作所 殿

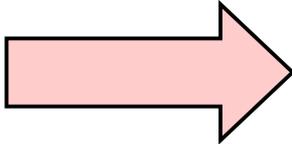
金	¥	1	万	8	千	8	百	5	十	7	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記金額を労働保険料第1期分及び一般拠出金として令和7年6月30日までに当事務組合に納入してください。
 令和8年6月12日

所在地 さいたま市中央区新都心11-*
 労働保険の事務組合 名称 埼玉協議会 理事長 埼玉 太郎

算定方法

令和7年度確定				令和8年度概算				
賃金総額		料率	確定保険料	賃金総額		料率	概算保険料	
労災	27,555	$\frac{6}{1,000}$	165,330	労災	27,555	$\frac{6}{1,000}$	165,330	
特別加入	11,680	$\frac{6}{1,000}$	70,080	特別加入	12,957	$\frac{6}{1,000}$	77,742	
雇用	27,029	$\frac{14.5}{1,000}$	391,920	雇用	27,029	$\frac{13.5}{1,000}$	364,891	
合計			① 627,330	合計			⑥ 607,963	
申告済概算保険料			② 678,000	期別 納付額	区分	概算保険料額	各期納付額	
差引額	充当額	③(②-①)	50,670		全期第1期	⑦(⑥÷3)	⑧(⑦-③又は⑦+⑤)	151,985
	還付額	④(②-①又は②-①-③)			第2期	⑨(⑥÷3)		202,654
	不足額	⑤(①-②)			第3期	⑩(⑥÷3)		202,654
一般拠出金		料率	一般拠出金	注) ※については、労災保険に係る賃金総額と同額を記入してください。ただし、平成19年3月31日以前に成立した有期事業は、一般拠出金算定対象とはなりませんので、当該有期事業分を差し引いた賃金総額を記入してください。				
一般拠出金	27,555	$\frac{0.02}{1,000}$	551					



労働保険料等算定

納入通知書

委託事業主から
 労務保険料等の
 交付を受けたら
 必ず、領収書を
 発行してください。



領収書

組様式第8号

労働保険料等領収書(控)

労働保険 番号	府県	所 在	管 轄	基 幹 番 号	枝 番 号
113*****	1	1	3	*****	*****

住所 さいたま市浦和区春日1-1-*
 委託事業主の氏名 さいたま製作所 殿

金	¥	1	万	6	千	1	百	5	十	4	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記の金額を受領しました。

内 訳	種 別	受領金額	摘要
		円	
保 険 料	概算保険料 全・①・②・③	¥151,985	
	確定保険料		
	追徴金		
	延滞金		
拠 出 金	一般拠出金	¥551	
	追徴金		
	延滞金		
計		¥152,536	

領収年月日 令和8年6月26日

労働保険事務組合の

名称 労働保険事務組合 埼玉協議会

所在地 さいたま市中央区新都心11-*

代表者 理事長 埼玉 太郎

No. 1

「連番号も忘れず記入」

② ☆ 一括有期事業報告書の記入例
一括有期事業総括表

令和7年度中に終了した元請工事がない場合は、報告書及び総括表の提出は必要ありません。

確定保険料申告の際には **提出用** を提出してください。

開始時期が令和7年3月31日以前であっても、令和7年度中に終了した元請工事は、もれなく記入してください。

「㊦請負金額」欄の額に労務費率(%)を乗じて得た額を、1円単位まで記入してください。

様式第7号(第34条関係) (甲)

労働保険
一括有期事業報告書 (建設の事業)

事業主控

労働保険番号	府 県	管 轄	基 幹 番 号					枝 番 号		枚のうち 1 枚目
	1 1 1	1	9	*	*	*	*	5	0	
事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	① 請 負 金 額 の 内 訳			② 労務費率	③ 賃金総額			
			①請負代金の額	②請負代金に 加算する額	③請負代金から 控除する額			④請負金額		
浦和邸新築工事	さいたま市浦和区 岸町1-4-**	6年11月1日から 7年9月30日まで	21,000,000			23	4,830,000			
川口ハイツ増築工事 他2件	川口市川口 2-10-*	7年7月1日から 8年2月28日まで	10,500,000			23	2,415,000			
南部増築工事	春日部市南 3-10-**	7年8月1日から 8年1月31日まで	(6,000,000)				(690,000)			
	小計	年 月 日から 年 月 日まで					(6,000,000)			
		年 月 日から 年 月 日まで					31,500,000			
		年 月 日から 年 月 日まで					計 7,935,000			
事業の種類	35 建築事業 (既設建築物設備工事業を除く)	計	(6,000,000)				(6,000,000)			
			31,500,000				31,500,000			
							7,935,000			

前年度中(保険関係が消滅した日までに)廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

令和8年 4月 15日

埼玉 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

[注意]

社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

郵便番号(330 - 006*)

電話番号(048 - *** - 8609)

住所 さいたま市浦和区常盤5-8-**

事業主

氏名 さいたま建設株式会社 代表取締役 さいたま太郎

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・ 提出代行者・ 事務代理者の表示	氏名	電話番号

(注) 一括有期事業報告書は、一括有期事業総括表による「事業の種類」ごとに別葉とし、「事業開始時期」ごとに分けて記入してください。

「請負代金の額」欄は、6頁を参照した金額を記入してください。

※ 一般拠出金を算定する場合は、事業(工事)開始時期が平成19年4月1日以降のもののみを対象として記入し、申告してください。

令和7年度一括有期事業総括表（建設の事業）

事業主控

確定保険料申告の際には 提出用 を提出してください。

Main table with columns: 労働保険番号, 事業の種類, 事業開始時期, 請負金額, 賃金総額, 保険料率, 保険料額. Includes callouts for unit conversions and merit system application.

注 4 3 2 1 一般拠出金は事業（工事）開始時期が平成19年4月1日以降のすべての事業（工事）を徴収対象とする。

別添一括有期事業報告書の明細を上記のとおり総括して報告します。

郵便番号(330 - 006 *) 電話番号(048 - * * * - 8609)

令和8年4月15日

住所 さいたま市浦和区常盤5-8-*

埼玉 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

事業主 氏名 さいたま建設 代表取締役 さいたま太郎 (法人のときはその名称及び代表者の氏名)

Table with 3 columns: 作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示, 氏名, 電話番号

- ◎ 「一括有期事業総括表」の留意事項 「一括有期事業報告書」の記入終了後、「一括有期事業総括表」で「事業の種類」かつ「事業開始時期」ごとに取りまとめ、確定保険料・一般拠出金を算出します。 ※ 一般拠出金を算出する場合は、事業（工事）開始時期が平成19年4月1日以降のもののみを対象として記入し、申告してください。

③ ☆総コンシステム利用の賃金等の報告（一括有期用）の記入例

総合コンピュータシステムの留意事項

- ・ 元請があった工事の「業種番号」に○をつける。
 - ・ 「4. 常時使用労働者数」を記入する。
 - ・ 「6. 新年度賃金見込額」の該当する箇所に○をつける。2に○をつけた場合、変更した額を記入する。3に○をつけた場合は、委託解除年月日を記入する。
 - ・ 「7. 延納の申請」の選択する方に○をつける。
- ※ 委託解除の場合は一括納付のみ。
- ・ 特別加入者がいる場合、該当する「適用月数」及び、「希望する基礎日額」を記入する。

記入漏れの無いように注意すること

組機様式第8号

頁

住所 〒 330-00**
さいたま市浦和区常盤5-8-**

事業場名 うらわ建設(株)

事業主名 代表取締役 浦和 太郎 殿

労働保険料等 一括有期事業総括表
算定基礎賃金等の報告

労働保険番号

府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号				枝 番	
1	1	1	*	*	9	*	*	5 0 0 1

事務組合名 浦和建設会

事業場TEL: 048-832-****

(TEL: 048-832-****)

業種番号	事業の種類	開始時期	1. 請負金額	労務比率	2. 賃金総額	労災保険料率等	メリット料率	保険料等	3. 一括有期事業報告書 枚添付
31	水力発電施設 ずい道等新設 事業	①		18		89			4. 常時使用労働者数 <input type="text" value="5"/>
		②		19		79			
		③		19		62			
		④		19		34			
32	道路新設事業	①		20		16			5. 事業の概要 <input type="text" value="3501"/>
		②		20		11			
		③		19		11			
		④		19		11			
33	舗装工事業	①		18		10			6. 新年度賃金見込み額 ①前年度と同額 2. 前年度と変わる <input type="text" value=""/> 3. 委託解除年月日 <input type="text" value=""/> 4. 委託解除拠出金納付済
		②		18		9			
		③		17		9			
		④		17		9			
34	鉄道又は軌道 新設事業	①		23		17			7. 延納の申請 ①一括納付 ②分納(3回)
		②		25		9.5			
		③		24		9			
		④		19		9			
35	建築事業	①		21		13			*1. 開始時期 ①C 平成25年10月1日～平成27年3月31日 ②B 平成27年4月1日～平成30年3月31日 ③A 平成30年4月1日～令和6年3月31日 ④I 令和6年4月1日～
		②		23		11			
		③		23		9.5			
		④	1 1 4 9 5 0 0 0 0	23	2 6 4 3 8	9.5	2 5 1 1 6 1		
36	機械装置の組立又は据付けの事業	①		38		7.5			*2. 特別加入者・保険料算定基礎額の計 申告済概算保険料 <input type="text" value="410,000"/>
		②		40		6.5			
		③		38		6.5			
		④		38		6			
37	その他の建設事業	①		21		7.5			
		②		22		6.5			
		③		21		6.5			
		④		21		6			
計			114,950,000		26,438		251,161		
特別加入者									
保険料計							251,161		
一般拠出金					26,438	0.02	528		

該当する業種番号を○で囲む

No.	特別加入者の氏名	承認された基礎月額	適用日数	希望する基礎月額	No.	特別加入者の氏名	承認された基礎月額	適用日数	希望する基礎月額	No.	特別加入者の氏名	承認された基礎月額	適用日数	希望する基礎月額
01	浦和 太郎	12,000	12	12,140										

別途一括有期事業報告書の明細及び算定基礎賃金等を上記のとおり総括して報告します。

令和 8 年 4 月 15 日 事業主氏名 うらわ建設 代表取締役 浦和 太郎

	予備欄1	予備欄2	予備欄3
1期			
2期			
3期			

埼玉 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

作成者氏名 浦和 花子

申告書

口座振替納付事務組合は申告書と申告書内訳の1ページ目に口座のゴム印を押印してください。

口座

第1種特別加入者					
氏名	令和5年度の給付基礎日額	適用数	区分	令和6年度からの給付基礎日額	適用数
佐藤 太郎 佐藤 三郎 佐藤 花子	14,000 12,000 6,000	1 2 3	1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等	16,000 14,000 3,500	
熊谷 保 熊谷 栄	14,000 8,000	8	1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等	11/28 死亡 14,000	
川口 一郎 川口 二郎	10,000 3,500	3	1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等	1/20 中途加入 10,000 3,500	
大宮 近夫 大宮 正			1. 新規 2. 継続 3. 変更 4. 脱退等	10,000 3,500	12 12

脱退、新規加入の場合は適用月数を記入してください。

月割り計算の場合は、その理由及び年月日を記入してください。

労働局用

府県	所管	管轄	基幹番号
1	1	3	* * * * *

労働局用

様式第6号 (第24条、第25条、第33条関係) (甲)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

継続事業 (一括有期事業を含む。)

標準字 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

提出用

令和 8 年 6 月 11 日

あて先 〒330-6016
さいたま市中央区新都心11番地2
ランド・アパース・タワー15階

埼玉労働局
労働保険特別会計歳入徴収官殿

種別 3 2 7 0 1 ※修正項目番号 ※入力確定コード

※各種区分
管轄(2) 05 保険関係等 113 業種 9416 産業分類 92

①労働保険番号 1 1 3 * * * 9 * * * * * - 0 0 0

②増加年月日(元号:令和(19)) - - - - - ③事業廃止等年月日(元号:令和(19)) - - - - -

④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数

⑥事業主の親番号(変更のある場合記入) ⑦事業主の電話番号(変更のある場合記入)

確定区分
⑧保険料・拠出金算定基礎額 ⑨保険料・拠出金率 ⑩確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)

労働保険料 (イ) 11741097 項 12 円
労働保険分 (ロ) 5632401 項 14 円
雇用保険分 (ハ) 6108696 項 19 円
一般拠出金 (注1) (ヘ) 18183 項 36 円

概算・増加概算
算定期間 令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで

⑪区分
⑫保険料算定基礎額の見込額 ⑬保険料率 ⑭概算・増加概算保険料額 (⑫×⑬)

労働保険料 (イ) 11693659 項 21 円
労働保険分 (ロ) 5598798 項 23 円
雇用保険分 (ハ) 6094861 項 27 円

⑮申告済概算保険料額 11,880,285 円

⑯申告済概算保険料額 円

⑰増加概算保険料額 (⑮の(イ)-⑯) 円

⑱差引額 (イ) 充当額 139,188 円 (ロ) 不足額 1 円

⑲労働保険料額 (イ) 労働保険料額 (イ) 3,897,887 円 (ロ) 労働保険料額 (ロ) 139,188 円 (ハ) 労働保険料額 (ハ) 3,758,699 円 (ニ) 労働保険料額 (ニ) 3,776,862 円

⑳別納別付額 (イ) 労働保険料額 (イ) 3,897,886 円 (ロ) 労働保険料額 (ロ) 3,897,886 円 (ハ) 労働保険料額 (ハ) 3,897,886 円 (ニ) 労働保険料額 (ニ) 3,897,886 円

㉑事業又は作業の種類 別紙のとおり

㉒加入している労働保険 (イ) 労働保険 (ロ) 雇用保険 ㉓特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない

㉔所在地 (イ) 所在地 (イ) さいたま市中央区新都心11-*

㉕名称 (イ) 名称 (イ) 労働保険事務組合 埼玉協議会

㉖氏名 (イ) 氏名 (イ) 理事長 埼玉 太郎

⑧欄、⑩欄は空欄としてください。

OCRで読み取りますので、ていねいに記入してください。

円未満の端数は1期に計上してください。

(注意!)
充当額が発生した場合は、労働保険料額への充当に限らせていただきます(充当意思「1」)。ただし、新年度の概算保険料額より充当額の方が大きく第1期から第3期までの概算保険料額全てに充当して、なお余りがある場合に限り、一般拠出金への充当を可能といたします(充当意思「3」)。

特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳
(労働保険事務組合用)

令和 7 年度分

1枚のうち 1枚目

労働保険 番号	府 県		所 管 轄		基 幹 番 号					
	1	1	1	*	*	*	*	*	*	*
枝 番号	特別加入者 氏 名	給 付 基 礎 額	当該保険料算定期間 における特別加入期間		特 例 に よ る 理 由		加 入 月 数	1月分の保険 料算定基礎額	特例による保険 料算定基礎額	
003	熊谷 保	円 14,000	7年4月1日 ~7年11月28日		① 加入 ② 脱退、自動消滅等		8	円 425,834	円 3,406,672	
	計1名	円	年 月 日 ~ 年 月 日		1 加入 2 脱退、自動消滅等		月	円	円	
		円	年 月 日 ~ 年 月 日		1 加入 2 脱退、自動消滅等		月	円	円	
004	川口 一郎	円 10,000	8年1月20日 ~8年3月31日		① 加入 ② 脱退、自動消滅等		3	円 304,167	円 912,501	
004	川口 二郎	円 3,500	8年1月20日 ~8年3月31日		① 加入 ② 脱退、自動消滅等		3	円 106,459	円 319,377	
	計2名	円	年 月 日 ~ 年 月 日		1 加入 2 脱退、自動消滅等		月	円	円 1,231,878	
		円	年 月 日 ~ 年 月 日		1 加入 2 脱退、自動消滅等		月	円	円	
		円	年 月 日 ~ 年 月 日		1 加入 2 脱退、自動消滅等		月	円	円	
		円	年 月 日 ~ 年 月 日		1 加入 2 脱退、自動消滅等		月	円	円	
		円	年 月 日 ~ 年 月 日		1 加入 2 脱退、自動消滅等		月	円	円	
計	人								円	

上記のとおり報告します。

令和 8年 7月 6日

埼玉 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿 (郵便番号 330 - * * * *)
電話 (048) - (600)
* * * * 番

労働保険 の 所在地 さいたま市中央区新都心11- *
事務組合
名称 労働保険事務組合 埼玉協議会 代表者氏名 理事長 埼玉 太郎

4. 年度更新の手続

(1) 申告・納付期限

7月10日

※ 口座振替の利用の有無にかかわらず、申告期限は**7月10日(労働局必着)**となります。
申告・納付期限が土曜日に当たるときはその翌々日、日曜日に当たるときは、その翌日が申告・納付期限となります。

もし、申告・納付期限をすぎると……

- 労働保険事務組合に対する報奨金が交付されません。
- 追徴金及び延滞金を徴収されることがあります。

< 延納する場合の納付期限 >

	納付期限	口座振替日
1期	7月10日	9月6日
2期	11月14日	11月14日
3期	2月14日	2月14日

※ 納付期限及び口座振替日が土曜日に当たるときはその翌々日、日曜日に当たるときはその翌日が納期限及び振替日となります。

(2) 申告書内訳(電子)について

事務組合委託事業場のデータ管理のシステム化促進を図ることを目的として、事務組合が「保険料・一般拠出金申告書内訳」の内容を電子化したものを提出した場合には、報奨金(電子化分)が交付されます。

- ※ 申告書内訳等を電子媒体(CD又はDVD)で提出する場合でも、紙媒体での提出は必要になります。
- ※ 電子媒体の提出期限も申告・納付期限と同様です。
- ※ 厚生労働省が指定した、データ形式で作成してください。

令和8年度以降の年度更新においては、「申告書内訳情報(新データ形式)」のCSV形式のみ提出可能となりますのでご注意ください。

- ※ 詳細は厚生労働省作成の「労働保険 年度更新 申告書の書き方」(㉓ 報奨金(電子化分)のお知らせ)をご確認ください(以下抜粋です)。

- ・ DVD・CDはウイルス対策ソフト等で事前にウイルスチェックを行ってください。
- ・ 申告書内訳(電子)のデータ内容は、年度更新時に提出する申告書内訳(紙)と同じ内容です。

ただし、第2種特別加入保険料に係る申告書内訳(組様式第6号(乙))及び、第3種特別加入保険料申告内訳(海特様式第1号)に係る内容は含みません。

- ・ DVD、CDのラベルには、①～⑤について記載してください。

- ① 事務組合の名称
- ② 労働保険番号

全ての労働保険番号を記載してください(枝番号は不要)。なお、労働保険番号が複数になる等により記載できない場合には、ラベルには「労働保険番号は別紙」とし、別紙に記載してください。

- ③ 「令和〇年度申告書内訳」の記載
- ④ 作成日付
- ⑤ 口座振替を行っている場合には「口座振替」と記載

- ・ 提出されたDVD、CDは返却いたしません。システムへの登録が終了し、保存期間が満了した後に、労働局にて厳重に廃棄処理します。



(3) 申告書等提出先及び主な提出方法

○ 申告書等提出先:埼玉労働局総務部労働保険徴収課

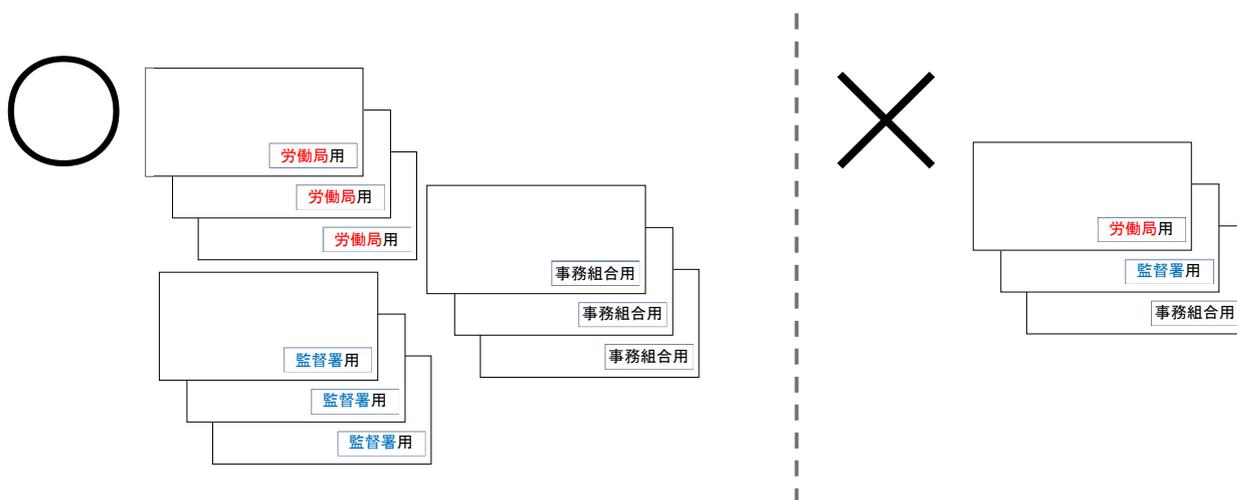
提出書類	基幹番号末尾						
	0 (1)	2 (3)	4	5	6 (7)	8 (一人親方) (海外派遣)	
【様式第6号(甲)】 労働保険概算・確定保険料等申告書 (2枚複写)	○	○	○	○	○	○	○
	[1枚目の提出用を提出、2枚目の事業主控は事務組合用] ※ 年度更新で必ず提出。賃金集計表及び賃金等の報告は提出不要						
<small>※システム使用事務組合で出力</small> 【組機様式第9号】 労働保険事務組合保険料等 申告書内訳総括表(3枚)	△	△	△	△	△		
	[労働局用・監督署用を提出、事務組合控は事務組合用] ※ 基幹番号末尾2(3)については監督署用は不要						
<small>※システム使用事務組合で出力</small> 【組機様式第10号】 及び【統紙】 保険料・一般拠出金申告書内訳(3枚)	○	○	○	○	○		
	[労働局用・監督署用を提出、事務組合控は事務組合用] ※ 基幹番号末尾2(3)については監督署用は不要						
<small>※システム未使用事務組合</small> 【様式第6号(甲)】 保険料・一般拠出金申告書内訳 (3枚複写)	○	○	○	○	○		
	[労働局用・監督署用を提出、事務組合控は事務組合用] ※ 基幹番号末尾2(3)については監督署用は不要						
<申告書内訳(電子)> 電子媒体(CD、DVD)	△(報奨金(電子化分)交付希望の場合は、上記に併せて提出が必要) ラベルに 事務組合の名称、労働保険番号(枝番不要) 「令和8年度申告書内訳」等の記載						
【別紙様式第2号】 特別加入保険料算定基礎額特例 計算対象者内訳(2枚複写又は2枚)	○		○	○	○	○	○
	[1枚目を提出、2枚目は事務組合用] ※ 年度更新以前に提出したのものについてはコピーを提出						
<small>※システム使用事務組合で出力</small> 【組機様式第8号】* 労働保険等 一括有期事業総括表 算定基礎賃金等の報告 (3枚)				○			
	[労働局用のみ提出(監督署控は不要)。事務組合控・事業主控は事務組合用] ※ 控えは事務組合控か事業主控のどちらかだけでも可						
<small>※システム未使用事務組合</small> 【別添様式】* 労働保険等 7年度一括有期事業 総括表(建設の事業)(2枚複写)				○			
	[労働局用のみ提出(監督署控は不要)。事務組合控・事業主控は事務組合用] ※ 控えは事務組合控か事業主控のどちらかだけでも可						
【様式第7号(第34条関係)(甲)】* 労働保険一括有期事業報告書 (建設の事業)(2枚複写)				○			
	[提出用(旧様式の場合、正)のみ提出、事業主控は事務組合用]						
【様式第7号(第34条関係)(乙)】 労働保険一括有期事業報告書 (立木の伐採の事業)(2枚複写)			○				
	[提出用(旧様式の場合、正)のみ提出、事業主控は事務組合用]						
【組機様式第6号(乙)】 保険料申告書内訳(第2種特別加入 保険料)(3枚複写)						○	
	[労働局用・監督署用を提出 事務組合控は事務組合用]						
【海特様式第1号】 第3種特別加入保険料申告内訳 【海特様式第2号】 名簿 (それぞれ3枚複写)							○
	[1, 2枚目を提出、 3枚目は事務組合用]						

* 令和7年度中に終了した元請工事がない場合は、提出の必要はありません。

提出時の注意事項

- 申告書内訳及び一般拠出金内訳などの各種様式については、申告書の労働保険番号別に分け、さらに各様式ともそれぞれの提出先（『労働局用』、『監督署用』、『事務組合用』）ごとに、束ねて提出してください。

なお、口座振替を利用している事務組合については、申告書下段についている納付書（領収済通知書）を、切り離した上で提出してください。



(4) 納付先及び納付方法

- 納付先: 日本銀行(代理店を含む)、郵便局又は埼玉労働局

日本銀行(代理店及び歳入代理店を含む)又は郵便局に納付する場合は、納付書の部分を申告書から切り離し、納付書のみを金融機関に提出してください。

口座振替の注意事項

- 口座振替納付制度利用事務組合については、口座振替日前に事前通知が送付されますので、振替額及び、振替口座の残高をご確認ください。また、口座振替後には結果のお知らせが送付されますので、こちらについても振替済み額及び、振替口座の残高をご確認ください。
- **メリット事業を委託解除した場合など、年度更新で確定のみの申告で労働保険番号が廃止になる分については、その労働保険番号については口座振替が行われなくなってしまいます。**
別途、金融機関にて納付書で納付してください。

(5) メリット制適用事業場の年度更新

メリット制とは、一定規模以上の事業について災害率の高低に応じて労災保険料率から非業務災害率を減じた率を最大 40%の範囲内で増減させる制度です(立木の伐採事業については 35%)。

メリット制適用事業場の年度更新については、いくつか注意点があります。

1. 申告書内訳の注意点 (事務組合で作成)

メリット制適用事業については、基幹番号全体の申告書内訳とは別個に申告書内訳を作成する必要があります。その際、以下の点に注意して作成してください。

- ・ 「申告書内訳」及び「一般拠出金内訳」は一般事業場とは分けて、メリット事業場のみの内訳にまとめて記入し、上部余白に『**メリット適用分**』と朱書してください。

※ メリット適用分の内訳については、合計欄の記入は必要ありません。



2. 申告書の注意点 (国から送付されるものを記入)

メリット制適用事業については、基幹番号本体の申告書 (枝 000) とは別個に申告書が作成されます。メリット料率は年度単位で適用し、申告書の作成パターンは以下の 4 つがあります。

【例】基幹番号999990における枝003の事業場に係るメリット制適用

(基準料率…本来の労災保険料率)

	R7年度更新(前年度)		R8年度更新(今年度)		国から送付されるもの	枝003の申告方法
	R6確定	R7概算	R7確定	R8概算		
継続 メリット	メリット料率	メリット料率	メリット料率	メリット料率	・ 申告書2枚 (枝000・枝003) ・ 「労災保険料率決定通知書」	確定・概算を枝003の申告書で申告
	基準料率	メリット料率	メリット料率	メリット料率		
新規 メリット	基準料率	基準料率	基準料率	メリット料率	・ 申告書2枚 (枝000・枝003) ・ 「労災保険料率決定通知書」	確定・概算を枝003の申告書で申告 (枝000の申告書のR7申告済概算には枝003分のR7申告済概算が除かれて印字される)
今年度 メリット落ち	メリット料率	メリット料率	メリット料率	基準料率		
前年度 メリット落ち	メリット料率	基準料率	基準料率	基準料率	・ 申告書1枚 (枝000)	枝000の申告書に含めて申告 (枝000の申告書のR7申告済概算には枝003分のR7申告済概算が含まれて印字される)
	基準料率	メリット料率	メリット料率	基準料率		

※ メリット制適用事業場が複数ある場合は、その数だけ申告書を作成することになります。

3. 新年度4月1日以降にメリット事業場の委託を受けた場合

申告の際は、委託前の労働保険番号で通知された『労災保険率決定通知書』の写しを添付していただいた上で、以下のとおり申告してください。

- (口座振替制度**未利用**事務組合) メリット事業場ごとに「申告書」を作成してください。
- (口座振替制度**利用**事務組合) 当該メリット事業場分の「申告書」を本体(枝番号-000)と別に作成しても、その分の新年度第1期概算保険料の納付は口座振替の対象外となりますので、単体で「申告書」を作成せずに、**本体(枝番号-000)の「申告書」**に含めて申告してください。

4. 一括有期事業総括表の作成における注意点

メリット事業場における一括有期事業総括表の保険料率は「メリット料率」欄を使用しますが、以下に注意してください。

- ① 年更申告書と一緒に送付される「労災保険率決定通知書（以下、「通知書」という。）」は、令和8年度概算における通知となります。
- ② 令和7年度確定にあたっては、昨年送付した「通知書」又は3月に埼玉労働局から送付している事務連絡「委託事業場のメリット制の適用について」の増減率により作成してください。
※ 今回送付される「通知書」は、令和8年度確定保険料の算定に使用しますので、令和9年度の年度更新まで保管しておいてください。
- ③ 「通知書」の「業種番号」は、主たる事業の番号を記入していますので、他の種類の事業がある場合には下表の事業の種類別に、同じ増減率欄に記載のそれぞれの労災保険率を適用してください。

(例) メリット増減率が増10%の事業の場合は下表を縦に見ていただき

業種番号 33（舗装工事業）は 9.84

業種番号 35（建築事業）は 10.39

業種番号 37（その他の建設事業）は 16.44

の率を用いることとなります。

業種番号	事業の種類	令和6年度確定保険料率（一括有期事業）																
		年度増減率																
		-40	-35	-30	-25	-20	-15	-10	-5	基準率	+5	+10	+15	+20	+25	+30	+35	+40
31	水力発電施設 ずい道等 新設事業	「水力発電・ずい道等新設事業」のメリット料率については、同封の「年度更新申告書の書き方」をご覧くださいか、埼玉労働局労働保険徴収課(048-600-6203)まで直接お問い合わせ下さい。																
32	道路新設事業	6.840	7.360	7.880	8.400	8.920	9.440	9.960	10.480	11	11.520	12.040	12.560	13.080	13.600	14.120	14.640	15.160
33	舗装工事業	5.640	6.060	6.480	6.900	7.320	7.740	8.160	8.580	9	9.420	9.840	10.260	10.680	11.100	11.520	11.940	12.360
34	鉄道又は 軌道新設事業	5.640	6.060	6.480	6.900	7.320	7.740	8.160	8.580	9	9.420	9.840	10.260	10.680	11.100	11.520	11.940	12.360
35	建設事業	5.940	6.385	6.830	7.275	7.720	8.165	8.610	9.055	9.5	9.945	10.390	10.835	11.280	11.725	12.170	12.615	13.060
36	機械装置の組立て 又は 据付けの事業	3.840	4.110	4.380	4.650	4.920	5.190	5.460	5.730	6	6.270	6.540	6.810	7.080	7.350	7.620	7.890	8.160
37	その他の 建設事業	9.240	9.960	10.680	11.400	12.120	12.840	13.560	14.280	15	15.720	16.440	17.160	17.880	18.600	19.320	20.040	20.760
38	既設建築物 設備工事業	7.440	8.010	8.580	9.150	9.720	10.290	10.860	11.430	12	12.570	13.140	13.710	14.280	14.850	15.420	15.990	16.560

(注) この表の保険率には、通勤災害に係る率1000分の0.6が含まれています。

5. 納付書記入上の留意点

- 申告書下段に付いている納付書（領収済通知書）の金額を書き誤った場合については、種別『30840』の納付書に書き換えて納付してください。
- 滞納保険料等の納付については、特に下記に留意のうえ作成し、保険料等の交付があり次第、ただちに納付してください。
- 延滞金、追徴金の納付には種別『30820』の納付書を使用してください。

領収済通知書

(労働保険) (国庫金)

(記入例) ¥0123456789

取扱庁名 **埼玉労働局** ※取扱庁番号 **00075316** 徴収勘定 **保険料収入及び一般拠出金収入**

労働保険特別会計 **0847** 厚生労働省管 **6118** 令和 **08** 年度

労働保険番号 **11304936990** ※CD ※証券受領

※会計年度(元号:令和は9) ※徴収年度(元号:平成は7,令和は9) ※収納年月日(元号:令和は9)

納付の目的

1. 令和 **08** 年度 概算 1 期

(住所) 〒350-1123 **川越市脇田本町22-2**

(氏名) **労働保険事務組合
川越工業会
理事長 所沢博**

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局

労働保険料 **¥88934**

一般拠出金 **¥570**

納付額(合計額) **¥89504**

あて先 **〒330-6016
さいたま市中央区新都心11番2
ランド・アクシス・タワー15階**

領収日付印

埼玉県労働局労働保険特別会計歳入徴収官

(官庁送付分) 所在地及び名称は ゴム印でも可。

領収済通知書

(労働保険) (国庫金)

(記入例) ¥0123456789

取扱庁名 **埼玉労働局** ※取扱庁番号 **00075316** 労働保険特別会計 **0847** 厚生労働省管 **6118** 令和 **08** 年度

労働保険番号 **11304936990** ※CD ※会計年度(元号:令和は9) ※徴収年度(元号:平成は7,令和は9)

※収納区分 ※収納年月日(元号:令和は9) ※収納機関 ※区分 ※区号 ※徴収年度 ※データ指示コード

納付額 **¥900**

納付の目的(上記金額の内訳)

1. 令和 **08** 年度 概算 1 期

2. 令和 **08** 年度 確定

3. 令和 **08** 年度 確定

4. 令和 **08** 年度 確定

5. 令和 **08** 年度 確定

(住所) 〒350-1123 **川越市脇田本町22-2**

(氏名) **労働保険事務組合
川越工業会
理事長 所沢博**

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局

あて先 **〒330-6016
さいたま市中央区新都心11番2
ランド・アクシス・タワー15階
埼玉労働局労働保険特別会計歳入徴収官**

領収日付印

(官庁送付分)

金額の訂正はできません。また、金額の前の記号の横線は一本⇒ **¥**

枝番号の記入はメリット事業場のみとし、その他は空欄としてください。

延滞金の納付の場合
は「5」を記入

所在地及び名称は
ゴム印でも可。

納付の目的(年度、期別、概算、確定等の区分)
を正確に記入してください。

金額の訂正はできません。
また、金額の前の記号の横
線は一本⇒ **¥**

6. 労働保険料等を滞納した場合の事務処理

(1) 滞納が発生した場合の対応

- ① 事務組合が、委託事業主から各納付期限(口座振替日)に係る保険料・拠出金の納入を受けられなかった場合は、先ず以下の対応が必要になります。

イ. 口座振替を利用している場合

(イ) 金融機関に連絡し口座振替納付を止める

取引先金融機関に連絡し、口座振替による納付を停止してください。振替停止の手続方法や対象の基幹番号分のみ停止対象となるかについては、金融機関によって取り扱いが異なりますので、金融機関にご確認ください。

(ロ) 滞納保険料を除いた保険料額を口座振替日までに手納付する

基幹番号毎に、当該口座振替日に係る滞納分(「労働保険料等滞納事業場報告書」に記載すべき額と同額)を除いた保険料・拠出金の額について、手書きで納付書を作成してください。

必ず、口座振替日までに納付してください。

(ハ) 労働保険料等滞納事業場報告書を提出する (P26 参照)

当報告書の提出は法定納期限(口座振替日)経過後 1 5 日以内となっております。提出がない場合は、事務組合に対して督促状を発行し、場合によっては事務組合の口座差押などの強制処分を行うことがありますので、必ず提出してください。

※ 口座振替納付を止め、納付書にて口座振替日までに納付した場合でも、後日、口座振替不能通知が發送されてしまいますので、ご了承ください。

ロ. 口座振替を利用していない場合

(イ) 滞納保険料を除いた保険料額を納付期限までに手納付する

基幹番号毎に、当該納付期限に係る滞納分(「労働保険料等滞納事業場報告書」に記載すべき額と同額)を除いた保険料・拠出金の額について、手書きで納付書を作成してください。

必ず、納付期限までに納付してください。

(ロ) 労働保険料等滞納事業場報告書を提出する (P26 参照)

当報告書の提出は法定納期限経過後 1 5 日以内となっております。提出がない場合は、事務組合に対して督促状を発行し、場合によっては事務組合の口座差押などの強制処分を行うことがありますので、必ず提出してください。

- ② その後の滞納事業場への対応等については、以下のとおり行ってください。

イ. 納付の督促を行う

滞納発生後も納入しない事業主に対しては定期的に連絡し、納入督促をしてください。督促を行った経過等は、その記録を必ず残すようにしてください (P27 参照)。

その後の滞納整理に役立つため、督促記録の提出にご協力いただく場合がありますので、具体的に記録を残していただくようお願いします。

ロ. 納付があったときはその都度、労働保険料等納入事業場報告書を提出する(P27 参照)

当該報告書の提出がない場合、国へ納付いただいた保険料がどの委託事業主の滞納保険料等であるかが不明となり収納処理ができませんので、提出もれのないようお願いします。

なお、翌月 10 日までの提出となっておりますが、期日を待たず早めに報告をお願いします。

(2) 労働保険料等滞納事業場の報告

労働保険料等について、納期限までに納入を受けられなかった委託事業場がある場合は「労働保険料等滞納事業場報告書」を作成し、速やかに報告してください。

※ 委託事業主から事務組合への納入方法が分割ではなく1回であって、全額納入を受けられなかった場合であっても、国への納付は分割となりますので、報告については必ず各法定納期毎に行ってください(確定不足額、拠出金については1期に含め、概算保険料額は3で除して各期に計上してください(円未満の端数は1期に計上してください。))。

なお、法定納期限経過後15日以内の提出となっていますが、**期日を待たず早めに報告をお願いします。**

各期の納付期限の日付を記入。
 1期：7月10日
 2期：11月14日
 3期：2月14日
 ※納付期限が土曜日の場合はその翌々日、日曜の場合はその翌日が納付期限となる。

組様式第9号

労働保険料等滞納事業場報告書

種別 31850 提出年月日 9-□*□7-10

〒000-0000 さいたま市中央区0000

労働局長 殿 労働保険事務組合 会長 0000

現在 下記事業場の保険料等が滞納となっていますので報告します。(| 枚のうち | 枚目)

枝番号	納付すべき保険料等	納入額	滞納額	納付状況
014	31821	20000	11821	月/日 保険料等 滞納額
014	98765	0	98765	月/日 保険料等 滞納額
014	2000	0	2000	月/日 保険料等 滞納額
014	2000	0	2000	月/日 保険料等 滞納額
合計	130786	20000	110786	

1-徴定区分
 2.1. 全期または1期
 2.2. 2期
 2.3. 3期
 6.1. 事業廃止(保険料)
 6.2. 前年度(保険料)
 6.3. 前々年度(保険料)
 7.1. 事業廃止(拠出金)
 7.2. 前年度(拠出金)
 7.3. 前々年度(拠出金)

滞納事業場の「枝番号」、「徴定年度」、「徴定区分」を記入。
 <例：徴定年度-徴定区分>
 8年度概算1期：08-21
 7年度確定不足：08-62
 8年度拠出金：08-72

徴定区分は右下にある凡例を参考にしてください

合計を記入。

滞納事業場納入督促事跡

事務組合 名称	○×労働保険事務組合
滞納事業場 労働保険番号	11—3—01—999990—999
滞納事業場 名称	△□海運 株式会社

滞納保険料等 内訳							
年度	前年度 確定不足	全期 (1期)	2期	3期	延滞金(保)	一般拠出金	延滞金(拠)
平・令 X 年度	¥50,000	¥100,000				¥500	
平・令 年度							
平・令 年度							
平・令 年度							

日付	事組 担当者	事業場 対応者	対応方法	内容
RX.7.17	労働 太郎		郵送(電話)訪問・呼出	納付期限RX.7.10を過ぎても納付がないため、事業場へ電話。不在のため、留守番電話へ納付するように督促のメッセージを残す。
RX.7.20	労働 太郎	徴収 花子	郵送(電話)訪問・呼出	代表取締役 徴収花子 様より電話。資金繰りが厳しく、現金、預金が不足しているとのこと。取引先から直近の入金がRX.8.10の予定なのでそこまで待ってほしいとのこと。
RX.7.21	労働 太郎		郵送(電話)訪問・呼出	労働局へ当事業場分の第一期滞納事業場報告を郵送提出。
RX.8.16	労働 太郎		郵送(電話)訪問・呼出	RX.8.3の電話連絡以降、連絡および入金なし。電話するも不在。留守番電話に督促のメッセージを残す。また納付するよう督促の文書を送付。

埼玉労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

労働保険事務組合

労働保険料等納入催告の依頼について

令和 年 月 日現在、下記事業場の保険料等が、納入期限を経過しても未納となっていますので、納入催告書の交付を依頼します。

記

労働保険 番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	
枝番号	事業所名称 及び 所在地		未納保険料等内訳		備考 未納理由
			年度確定不足		
			年度概算 期		
			年度一般拠出金		
			合 計		
			年度確定不足		
			年度概算 期		
			年度一般拠出金		
			合 計		

殿

埼玉労働局労働保険特別会計歳入徴収官

公
印

労働保険料等の納入催告について

令和 年 月 日現在、未納となっている下記労働保険料等を、至急、あなたが事務委託している「〇〇〇〇労働保険事務組合」へ納付されるよう催告いたします。

なお、労働保険料等を完納しないときは、財産差押えの処分を行うこととなる場合もありますのでご注意ください。

記

**納入催告書には委託手数料等の記載
はできませんのでご注意ください。**

- 注意 1 ・労働保険料等を指定期限までに完納しないときは、納付期限の翌日から納入の日の前日までの間について保険料等の額につき法に定める割合で計算した額の延滞金の金額をあわせて納入していただきます。
- 2 ・本状到達後、早急に納付できない事情のある場合は、必ず委託先労働保険事務組合へ相談してください。

7. 増減訂正・概算修正について（概要）

- 概算に係る訂正

増額訂正：新規委託の事業場の概算を新たに立てる場合

減額訂正：申告済みの事業場が委託解除した場合

（概算保険料が増額になる場合を含む）

概算修正：申告済みの事業場の概算額を変更する場合

（概算保険料額が当初の2倍を上回る場合又は2分の1を下回る場合）

- 提出（持参又は郵送）期間等

<増額訂正・概算修正（増額）>

期	提出期間	摘要
2期	<u>9月1日（月）～9月18日（金）</u>	2期及び3期分の納付書又は口座振替に反映される。
3期	<u>12月1日（月）～12月18日（金）</u>	3期分の納付書又は口座振替に反映される。

<減額訂正・概算修正（減額）>

期	提出期間	摘要
2期	<u>9月1日（月）～9月18日（金）</u>	3期分の納付書又は口座振替から反映され、それを上回る額が2期分に反映される。
3期	<u>12月1日（月）～12月18日（金）</u>	3期分の納付書又は口座振替に反映される。

※ 12月以降に生じた増・減額訂正は翌年度年度更新時期に申告してください。

※ 上記提出期間外の申告は受付できません。提出期間外に届いた書類は受理せず、そのまま返却いたします。

※ 減額訂正を行い一般拠出金がある場合は、一般拠出金を併せて申告納付する必要はありません。一般拠出金の算定を行い、委託事業場から徴収した上で、翌年度の年度更新において申告・納付して下さい。

ただし、メリット事業場については申告書による確定精算となるため、一般拠出金の納付が必要となります。

※ 減額訂正については、必ずしも上記摘要の処理にならない場合があります。

※ 同一の基幹番号で同じ期に、増額訂正と減額訂正がある場合は、申告書内訳は各々分けて作成し、申告書はまとめて作成して下さい。

〔 詳細につきましては、埼玉労働局ホームページ掲載の
【労働保険事務組合 事務処理手引】第4の「3. 増減訂正」をご確認ください。 〕

8. 確定修正について（概要）

○ 確定に係る訂正

確定修正：申告済みの確定保険料を修正する場合（2会計年度まで）

- ※ 還付が生じる場合及び失業事故による遡及適用（取得日の変更を含む）については
算定基礎調査を行います。このような事案が発生した場合は、**事前に**埼玉労働局
労働保険徴収課事務組合係まで**連絡してください。**

○ 提出書類等（持参又は郵送）

- ・ 保険料等申告書
- ・ 保険料申告書内訳
- ・ 一般拠出金申告書内訳（労災保険の一般賃金総額が修正になる場合）
- ※ 訂正前の「賃金等の報告」(写)と訂正後の「賃金等の報告」(写)を添付して下さい。
- ※ 随時受付いたしますが、処理に時間がかかることがありますのでご了承下さい。
- ※ 差額分の保険料、一般拠出金については、**埼玉労働局から送付される納付書で納付して下さい。**

〔 詳細につきましては、埼玉労働局ホームページ掲載の
【労働保険事務組合 事務処理手引】 第4の「6. 確定修正」をご確認ください。 〕

労災保険率表

H30.4.1
改定
R6.4.1
改定

事業の種類分類	番号	事業の種類	労災保険率	労災保険率
林業	02又は03	林業	60 / 1000	52 / 1000
漁業	11	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	18 / 1000	18 / 1000
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	38 / 1000	37 / 1000
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)又は石炭鉱業	88 / 1000	88 / 1000
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16 / 1000	13 / 1000
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5 / 1000	2.5 / 1000
	25	採石業	49 / 1000	37 / 1000
	26	その他の鉱業	26 / 1000	26 / 1000
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業(※2)	64 / 1000	34 / 1000
	32	道路新設事業	11 / 1000	11 / 1000
	33	舗装工事業	9 / 1000	9 / 1000
	34	鉄道又は軌道新設事業	9 / 1000	9 / 1000
	35	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	9.5 / 1000	9.5 / 1000
	38	既設建築物設備工事業	12 / 1000	12 / 1000
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5 / 1000	6 / 1000
	37	その他の建設事業	15 / 1000	15 / 1000
製造業	41	食料品製造業	6 / 1000	5.5 / 1000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4 / 1000	4 / 1000
	44	木材又は木製品製造業	14 / 1000	13 / 1000
	45	パルプ又は紙製造業	6.5 / 1000	7 / 1000
	46	印刷又は製本業	3.5 / 1000	3.5 / 1000
	47	化学工業	4.5 / 1000	4.5 / 1000
	48	ガラス又はセメント製造業	6 / 1000	6 / 1000
	66	コンクリート製造業	13 / 1000	13 / 1000
	62	陶磁器製品製造業	18 / 1000	17 / 1000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26 / 1000	23 / 1000
	50	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	6.5 / 1000	6.5 / 1000
	51	非鉄金属精錬業	7 / 1000	7 / 1000
	52	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	5.5 / 1000	5 / 1000
	53	鋳物業	16 / 1000	16 / 1000
	54	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。)	10 / 1000	9 / 1000
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めつき業を除く。)	6.5 / 1000	6.5 / 1000
	55	めつき業	7 / 1000	6.5 / 1000
	56	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	5 / 1000	5 / 1000
	57	電気機械器具製造業	2.5 / 1000	3 / 1000
	58	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	4 / 1000	4 / 1000
	59	船舶製造又は修理業	23 / 1000	23 / 1000
	60	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	2.5 / 1000	2.5 / 1000
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5 / 1000	3.5 / 1000
	61	その他の製造業	6.5 / 1000	6 / 1000
運輸業	71	交通運輸事業	4 / 1000	4 / 1000
	72	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	9 / 1000	8.5 / 1000
	73	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	9 / 1000	9 / 1000
	74	港湾荷役業	13 / 1000	12 / 1000
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3 / 1000	3 / 1000
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13 / 1000	13 / 1000
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13 / 1000	13 / 1000
	93	ビルメンテナンス業	5.5 / 1000	6 / 1000
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5 / 1000	6.5 / 1000
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5 / 1000	2.5 / 1000
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3 / 1000	3 / 1000
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5 / 1000	2.5 / 1000
	94	その他の各種事業	3 / 1000	3 / 1000
	90	船舶所有者の事業(※1)	47 / 1000	42 / 1000

※1 平成22年1月1日に雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)により、船員保険事業のうち職務上疾病及び年金部門が労災保険に統合されることに伴い「船舶所有者の事業」を新設した。

※2 業種番号3.1「水力発電施設、ずい道等新設事業」を元請として行っている場合、H30.4.1～R6.3.31の間に開始した工事についての労災保険率等については、次ページの<注意事項>を参照。

労務費率表

H30.4.1
改定

R6.4.1
改定

事業の種類分類	事業の種類	請負金額に乗ずる率	請負金額に乗ずる率	
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	19%	
	道路新設事業	19%	19%	
	舗装工事業	17%	17%	
	鉄道又は軌道新設事業	24%	19%	
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	23%	23%	
	既設建築物設備工事業	23%	23%	
	機械装置の組立て 又は 据付けの事業	組立又は取付に関するもの	38%	38%
		その他のもの	21%	21%
その他の建設事業	24%	23%		

<注意事項>

業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」を元請として行っている場合、平成30年4月から令和6年3月までの間に開始した工事については、以下の労務費率及び労災保険率によります。

工事開始時期	労務費率	労災保険率
平成30年4月1日～ 令和3年1月31日	18%	64/1000
	実支払賃金額用いて 算出する場合	62/1000
令和3年2月1日～ 令和3年3月31日	18%	64/1000
令和3年4月1日～ 令和6年3月31日	19%	62/1000

特別加入保険料率表

(令和6年11月1日施行)

第一種特別加入保険料率

・当該事業に適用される労災保険率と同一の率

第二種特別加入保険料率

(単位:1/1,000)

事業又は作業の種類 の番号	事業又は作業の種類	第二種特別加入 保険料率
特 1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業）	11
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	17
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	45
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	52
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	6
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	14
特 7	労災保険法施行規則第46条の17第7号の事業（船員法第一条に規定する船員が行う事業）	48
特 8	労災保険法施行規則第46条の17第8号の事業（柔道整復師）	3
特 9	労災保険法施行規則第46条の17第9号の事業（創業支援等措置に基づく事業を行う高齢者）	3
特 10	労災保険法施行規則第46条の17第10号の事業（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師）	3
特 11	労災保険法施行規則第46条の17第11号の事業（歯科技工士）	3
特 12	労災保険法施行規則第46条の17第12号の事業（特定フリーランス事業）	3
特 13	労災保険法施行規則第46条の18第1号ロの作業（指定農業機械作業従事者）	3
特 14	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	3
特 15	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	14
特 16	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	5
特 17	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	17
特 18	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	3
特 19	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	18
特 20	労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業（事業主団体等委託訓練従事者）	3
特 21	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	9
特 22	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	3
特 23	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者及び家事支援従事者）	5
特 24	労災保険法施行規則第46条の18第6号の作業（芸能関係作業従事者）	3
特 25	労災保険法施行規則第46条の18第7号の作業（アニメーション制作作業従事者）	3
特 26	労災保険法施行規則第46条の18第8号の作業（情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業従事者）	3

第三種特別加入保険料率

(単位:1/1,000)

対	象	第三種特別加入 保険料率
	海外で行われる事業に派遣される労働者等	3

《 公共職業安定所一覽 》

名 称	郵便番号及び所在地	電 話 番 号
川口公共職業安定所	〒332-0031 川口市青木3-2-7	048-251-2901
熊谷公共職業安定所	〒360-0014 熊谷市箱田5-6-2	048-522-5656
本庄出張所	〒367-0053 本庄市中央2-5-1	0495-22-2448
大宮公共職業安定所	〒330-0852 さいたま市大宮区大成町1-525	048-667-8609
川越公共職業安定所	〒350-1118 川越市豊田本1-19-8 川越合同庁舎1階	049-242-0197
東松山出張所	〒355-0073 東松山市上野本1088-4	0493-22-0240
浦和公共職業安定所	〒330-0061 さいたま市浦和区常盤5-8-40	048-832-2461
所沢公共職業安定所	〒359-0042 所沢市並木6-1-3 所沢合同庁舎1、2階	04-2992-8609
飯能出張所	〒357-0021 飯能市双柳94-15 飯能合同庁舎1階	042-974-2345
秩父公共職業安定所	〒369-1871 秩父市下影森1002-1	0494-22-3215
春日部公共職業安定所	〒344-0062 春日部市粕壁東1-20-30 春日部労働総合庁舎3階	048-615-9225
行田公共職業安定所	〒361-0023 行田市長野943	048-556-3151
草加公共職業安定所	〒340-8509 草加市弁天4-10-7	048-931-6111
朝霞公共職業安定所	〒351-0011 朝霞市本町1-1-37	048-463-2233
越谷公共職業安定所	〒343-0023 越谷市東越谷1-5-6	048-969-8609

《 労働基準監督署一覽 》

名 称	郵便番号及び所在地	電 話 番 号
さいたま労働基準監督署	〒330-6014 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー14階	048-600-4802
川口労働基準監督署	〒332-0015 川口市川口2-10-2	048-252-3804
熊谷労働基準監督署	〒360-0856 熊谷市別府5-95	048-511-7002
川越労働基準監督署	〒350-1118 川越市豊田本1-19-8 川越合同庁舎2階	049-242-0893
春日部労働基準監督署	〒344-8506 春日部市粕壁東1-20-30 春日部労働総合庁舎2階	048-615-9177
所沢労働基準監督署	〒359-0042 所沢市並木6-1-3 所沢合同庁舎3階	04-2995-2586
行田労働基準監督署	〒361-8504 行田市桜町2-6-14	048-556-4195
秩父労働基準監督署	〒368-0024 秩父市上宮地町23-24	0494-22-3725

埼玉労働局総務部 労働保険徴収課 事務組合係	〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー15階	048-600-6203
------------------------------	--	--------------